

重要

取扱店舗各位

「伊予市プレミアム付商品券」取扱いにおいて特に注意していただきたいこと

■取扱店舗の経営者、家族、従業員が購入し自店で換金することはできません。

消費者が買い物をされていない商品券は換金できません。

不正換金と疑われるような行為は避けて頂きますようお願い致します。

■商品券は消費者の方が買い物されるために発行されています。

使用された商品券を換金された金額は、お店の売上です。

決算申告時には、売上計上漏れがないようにご注意ください。

■商品券取扱店舗「各お店の換金状況（商品券の売上）」の商品券換金状況は、市に報告することになっております。

なお、不正な換金があった場合（特に経営者が購入し自店で換金するなど）は、換金額を返還していただきます。（換金後でも、不正が判明した場合、返還していただきます。）

※換金請求をされる場合、間違いのないようにお願いします。

■お客様が使用された商品券は、必ず自店で換金して下さい。

自店で使用された商品券を他店で使用することはできません。

※プレミアム商品券は、物価高騰の影響を受けたことによる家計負担の軽減と地域経済の停滞を緩和することを目的として補助金を使い行っている事業です。取扱店様のご協力をお願いいたします。